

浜田市告示第 32 号

浜田市合宿等誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市合宿等誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市合宿等誘致事業補助金交付要綱（平成 23 年浜田市告示第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項ただし書中「30 万円」を「20 万円」に改め、同項第 2 号中「宿泊施設」の次に「(1 棟の宿泊料金が 1 泊当たり 10,000 円未満のものに限る。)」を加え、同条第 2 項を削る。

附則第 3 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。
様式第 1 号中

「

4 申請者が右記の項目に該当する場合は、1 人 1 泊当たり 500 円を追加助成します。 (該当する場合のみ□にチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 過去に当該補助事業を利用したことがあるもの <input type="checkbox"/> 過去に当該補助事業を利用した団体から紹介を受けたもの (紹介団体名) <input type="checkbox"/> 旅行代理店
--------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

」

削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、同年 3 月 25 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市合宿等誘致事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に宿泊を開始する合宿等について適用し、同日前に宿泊を開始する合宿等については、なお従前の例による。